

令和元年度 RPA 運用事業契約に係る仕様書

令和元年 10 月

企画財政部企画課

1 件名

令和元年度 RPA 運用事業契約

2 目的

本市においては、スリムで筋肉質な自治体運営をより推進するため、事務効率の改善に取り組んでいる。一部の自治体や多くの民間企業における事務効率の改善に大きく寄与している RPA を導入し運用することで、本市における事務効率の改善を図り、生産性の向上につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 13 日までとする。

4 業務概要

本業務の範囲は、以下のとおりである。なお、それぞれの詳細については「6 業務詳細」を参照すること。

(1) RPA ツール

(2) 操作研修

(3) 導入支援

5 導入対象業務

本契約において、RPA を導入する対象業務の概要は以下のとおりである。なお、それぞれの業務の詳細については、契約締結後に提示する。

項番	所属	業務名	業務概要
1	健康福祉部 障がい福祉課	介護給付費等にかかる継続の通知	3ヶ月後に介護給付費の支給期限が到来する月平均約 130 人に対し、継続のお知らせを作成する。
2	健康福祉部 生活福祉課	生活保護者への家庭訪問に係る資料作成	各担当者が生活保護システムにおいて入力した各家庭訪問実績等のデータについて、取りまとめた資料を作成する。
3	健康福祉部 生活福祉課	生活保護費支給業務	生活保護費の支給にあたり各担当者が資料を作成し精査したものについて、内部系業務システムにおいて、支出命令書を作成する。

6 業務詳細

(1) RPA ツール

以下の RPA ツールを調達し、契約期間中に利用可能なライセンスを用意すること。
なお、原則 RPA ツールの端末へのインストール作業は本市にて行うが、必要に応じて、インストール作業に関する支援を行うこと。

項番	名称	ライセンス数
1	WinActor フル機能版	1
2	WinActor 実行版	1

(2) 操作研修

RPA 知識を有しない職員であっても、RPA 導入後のシナリオ作成や修正、実行を職員が円滑に行えるよう、以下の内容に即した必要な研修を実施すること。

【内容】

- ・ RPA ツールの操作方法、シナリオ記録・編集、デモの作成等
- ・ 実施日数：1回5時間程度×1日
- ・ 受講者数：1回5人程度
- ・ 研修資料は受託者が準備する。
- ・ 研修環境・研修用の端末は、本市が準備する。
- ・ 本研修用の RPA ソフトウェアライセンスは、受託者が準備する。

(3) 導入支援

①シナリオ作成支援（5日間程度の想定）

導入対象業務に関する RPA ツールのシナリオ作成に関する技術的な支援をすること。必要に応じて、職員によるシナリオ作成の作業時に同席し、必要な指導・助言を行う等、十分な支援を行うこと。

また、シナリオ作成する中で本市職員が作成することが困難な部分がある場合は、職員に代りシナリオ作成を行うとともに、十分な説明を行うこと。

②問合せ等の対応

受託者は、問合せ対応等を以下のとおり行うこと。

- (ア) RPA ツールの操作方法、シナリオ作成の助言等技術的な問合せ及び相談等、本業務に関する問合せ及び相談に対応すること
- (イ) 問合せ等の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日9時00分から17時30分までとすること。
- (ウ) 受付時間内は、電話、電子メール等複数の連絡手段により対応すること。
- (エ) 問合せ等の対応については、問合せの内容と対応結果を一覧化した報告書を作成し、本市に提出すること。

7 実施体制

- (1) 本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。
- (2) 本市との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。
- (3) 体制の変更は原則認めないが、やむを得ない場合については事前に本市の了承を得ること。

8 機密保持

- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。
- (3) 業務遂行における個人情報の取り扱いについては、守口市個人情報保護条例、守口市セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守し、個人諸権利を侵害することがないように必要な措置を講じることとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合を除き、その賠償責任を負うこととする。

9 その他

- (1) 本契約で作成された納品物等の著作権は、基本的に本市に帰属するものとする。
- (2) 納品物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

- (3) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により、再委託の内容、再委託先、その他委託先に対する管理方法と管理責任等、その内容を明らかにして、書面にて本市の承認を得た場合は、この限りでない。なお、本市が書面により承認した場合は、承認を得た第三者（以下、「再委託先」という。）も受託者と同様の義務を負うものとし、受託者は、委託先に本業務に係る情報セキュリティ保持等の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (4) 平成 30 年度総務省第 2 次補正予算『革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（RPA 導入補助事業）』に応募し採択されているため、当該事業に必要な資料等の提供を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議し決定の上、対応すること。

10 納品物

本業務における納品物は、以下のとおりである。項番 1 及び 2 を除き、紙媒体及び電子媒体でそれぞれ 1 部を納品すること。

項番	名称
1	Winactor フル機能版 1 ライセンス
2	Winactor 実行版 1 ライセンス
3	RPA インストール及び設定マニュアル
4	問い合わせ内容及び結果一覧
5	研修資料